

乳児家庭保育支援給付金のお知らせ

乳児の保育を家庭でしている保護者に対して給付金を支給します。

● 支給対象者（次のすべてに該当することが必要です）

- (1) 保育所等を利用せず、家庭で保育している世帯であること。
- (2) 三好市に住所を有する保護者と乳児であること。
- (3) 育児休業給付金が支給されていないこと。
- (4) 三好市税、水道使用料、住宅使用料、保育料、放課後児童クラブ保護者負担金などにおいて滞納がない者もしくは世帯であること。
- (5) 当該乳児が生活保護法による保護を受けている世帯に属していないこと。

● 給付金額

月額30,000円

● 申請に必要なもの

- ・三好市乳児家庭保育支援給付金申請書兼請求書
- ・印鑑
- ・通帳
- ・保険証（保護者）
- ・育児休業手当不支給証明書（※ 必要な場合）

● 支給対象期間

お子様が5か月を迎えた月から11か月まで。

● 申請窓口

子育て支援課 または 各支所

**※ 支給対象期間が複数年度にまたがる場合は、
年度ごとに申請書の提出が必要です。**

お問い合わせ先
三好市福祉事務所 子育て支援課
☎ 72-7648